

指定居宅介護支援事業所における 「特定事業所集中減算」の取扱いについて

1 制度の主旨

指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない」とされています。（基準省令第1条第3項）

当該基準に沿った適切な業務運営が行われるとともに、介護支援専門員の独立性を担保するために、「特定事業所集中減算」制度が導入されています。

2 「特定事業所集中減算」について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所等において、前6月間（判定期間）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が100分の80を**超えた場合**、減算適用期間に係る全利用者について「1月に200単位を減算」します。

（注）訪問介護サービス等とは、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護を指します。

3 判定期間、市への報告期限、減算適用期間について

毎年度2回すべての居宅介護支援事業所において、次の手順に従って判定を行う必要があります。判定の結果80%を超えた場合は市への報告が必要です。

	判定期間	市への報告期限※	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月16日まで	10月1日から3月31日まで
後期	<u>9月1日から2月末日</u>	3月16日まで	4月1日から9月30日まで

※原則15日が〆切ですが、土日祝日に該当する場合は、翌開庁日を提出日とします。

後期は3月16日（月）までに提出。

（報告書の提出先）

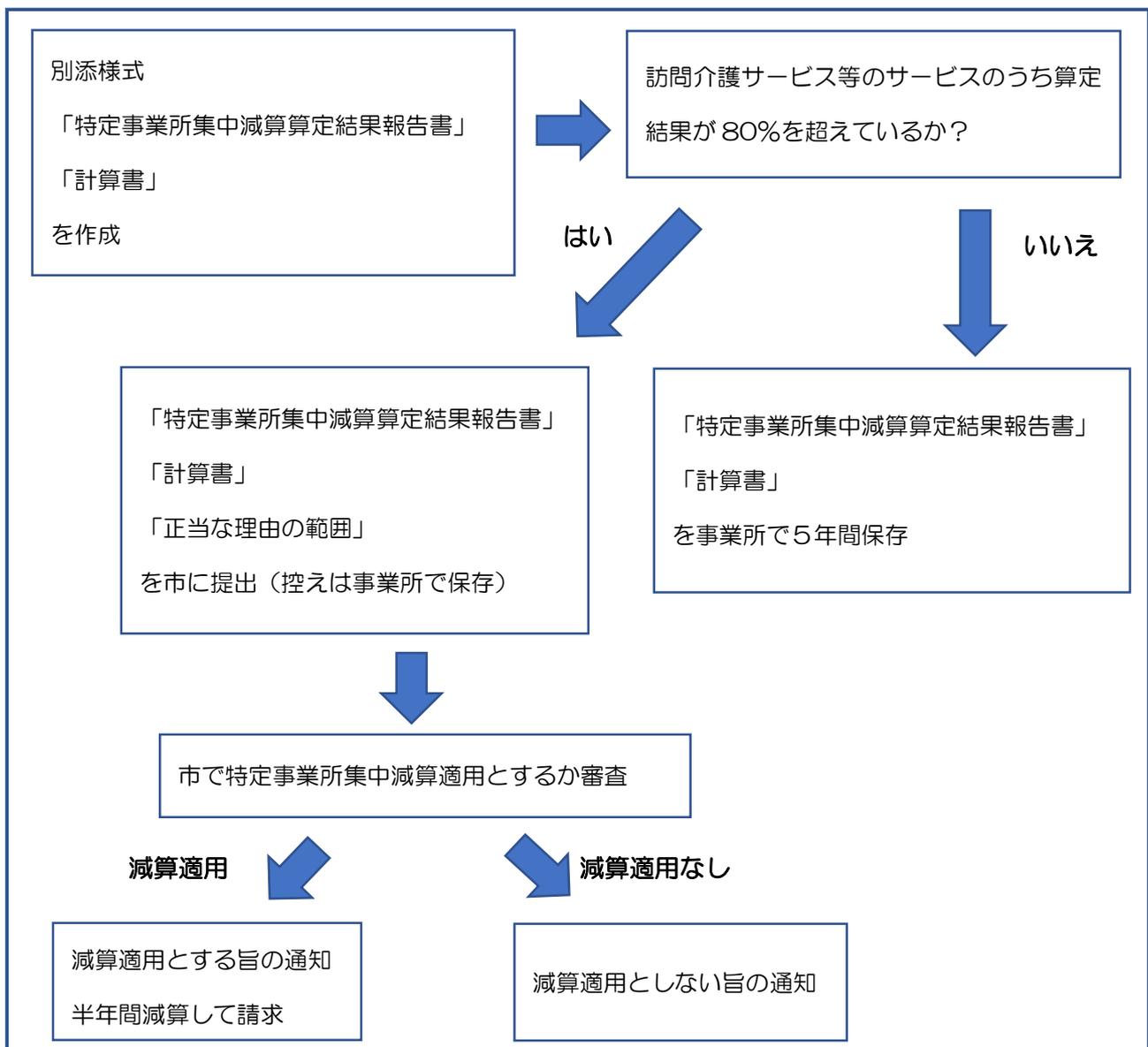
南アルプス市役所 保健福祉部介護福祉課（事業所指導担当）

〒400-0395 南アルプス市小笠原376 TEL282-6179

4 判定の順序について

- ① 別添様式「計算書（算定根拠書類）」により、判定期間に係わる居宅サービス計画について、各サービスの紹介率最高法人及び紹介率判定を行います。（計算書は事業所で独自に作成したもので可）。
- ② ①の計算書の結果を基に別添様式「特定事業所集中減算算定結果報告書」を作成します。
- ③ 訪問介護サービス等のうち1つでも算定結果が80%を越えた場合は、「正当な理由の範囲」を記載の上、「特定事業所集中減算算定結果報告書」及び「計算書」とともに市へ提出してください。

なお、すべての事業所において、算定結果にかかわらず「特定事業所集中減算算定結果報告書」及び「計算書」を作成し、当該書類は、判定期間後の減算適用期間が完結してから**5年間保存**しておく必要があります。



5 減算の対象とならない「正当な理由」について

南アルプス市における「正当な理由」は、別紙〔正当な理由の範囲〕のとおりです。

ただし、各事業所において理由を記載した場合であっても、南アルプス市長が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。

また、提出された資料の内容によっては、資料の追加提出することや、個別のヒアリング等を実施する場合があります。

6 その他注意事項

1. 「正当な理由」の要件を形式的に満たしている場合や、算定結果が80%を超えない場合であっても、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したとき、その他の自己の利益を図るために基準に違反したときや「特定事業所集中減算」の判定の内容に不正や虚偽があった場合等には、指定を取り消すこともありますので、適正な運営をお願いします。

また、特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、サービス事業所や居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営基準に違反することのないようお願いいたします。

2. 減算の適用の有無が変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。